平３０医務保険第４７１号

平成３０年(2018年)８月２１日

関係医療機関の管理者　　様

山口県健康福祉部医務保険課長

医療機関における安全管理について

今般、他県の医療機関において、点滴袋へ消毒薬を混入した事案が明らかになっておりますが、この度、下関市内の病院でも、同様の事案が発生しました。

現在も捜査は継続していますが、医療機関におかれては、下記の事項に留意の上、改めて安全管理に努められますよう、よろしくお願いします。

記

１　医薬品の使用前には、容器やふた（汚染防止用のシールを含む。）の損壊や異物混入等がないかダブルチェックなどにより確認すること。

２　注射薬の混合調製を行う場合は、定められた環境、手順を遵守するとともに、処方箋・ラベル・注射薬の照合をダブルチェックなどにより確実に行い、調製後は原則として速やかに使用すること。

３　医薬品の保管に当たっては、適切な在庫・品質の管理を行うとともに、必要に応じ施錠管理等、盗難・紛失防止の対策をとること。

|  |
| --- |
| 医療指導班　有田TEL:083-933-2820FAX:083-933-2939 |